# 令和5年定例会2月会議

# 豊浦町議会会議録

令和5年2月16日(木曜日)

午前10時15分 再開

午前11時10分 散会

### 令和5年定例会2月会議

## 豊浦町議会会議録

令和5年2月16日(木曜日) 午前10時15分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第8号)について

日程第6 議案第2号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算(第1号)

について

散会宣告

◎出席議員(7名)

議 長 8番 根 津 公 男 君 副議長 7番 石 澤 清 司 君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君

副 町 長 須田 歩君

教 育 長 葛西正敏君

代表監查委員 菅野厚志君

総 務 課 長 本 所 淳 君

地方創生推進室長 久々湊 忍君

地方創生推進室長補佐 竹島 英和君

町 民 課 長 竹 林 善 人 君

#### ◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 齋
 藤
 春
 奈
 君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、2月16日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会2月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

#### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、6番、渡辺訓雄議員並び に7番、石澤清司議員を指名いたします。

#### ◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る2月13日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。 議会運営委員会小川晃司委員長、登壇願います。

**○3番(小川晃司君)** 議長の許可をいただきましたので、去る2月13日に開催されました議会運営委員会における協議結果等についてご報告をいたします。

令和5年定例会2月会議の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 会議に付議されている案件等につきましては、行政報告が1件のほか、町長からの提案として、補正予算が2件であります。

以上のことから、定例会2月会議の会期につきましては、1日間としたところであります。 短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、 議会運営委員会の委員長報告といたします。

〇議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 質疑なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

#### ◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 2 月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のと おりであります。

次に、説明員及び委任職員は、6名であります。

以上、報告といたします。

#### ◎行政報告

**○議長(根津公男君)** 日程第4、町長から行政報告を行う旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。

村井町長。

○町長(村井洋一君) それでは、行政報告を行います。

火災の発生についてご報告をいたします。

2月10日金曜日午前9時10分頃、浜町1番地22三島公二さんの自宅、木造平屋建てより出火 し、近隣住民からの通報により、駆けつけた消防団員、消防職員の消火活動により、同日10時 51分に鎮火いたしました。

この火災によって、三島さん宅が全焼し、三島公二さんの妻とみられる方が焼死され、現在 確認中でございます。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

なお、三島公二さんは、出火当時、外出中でございました。

火災の原因は、居間ストーブ付近から出火したと推定されますが、詳細は現在のところ調査 中でございます。

消火作業には、豊浦支署のほか、伊達消防署及び洞爺湖支署から合わせて車両11台、職員、 団員を合わせて33名が出動し、消火活動に当たっております。

死者が出る被害となったことは誠に残念なことでございまして、火災予防について、あらゆる機会を通じ、なお一層喚起してまいりたいと存じます。

以上、火災発生についての報告といたします。

**○議長(根津公男君)** 町長の行政報告が終わりましたが、特に確認したい事項等があれば発言を許します。

勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) 今回、大変痛ましい事故が発生したわけですけれども、火災は、初期 消火が重要と言われています。消火に当たり消防車両の配置、消火栓の確認等が適正に行われ たのか。見ている人たちは、大変遠いところに車両があって、これで本当にいいのかというよ うなことが言われています。豊浦町の町長は管理者としてどのように思われているのか。

それから、広域ということで、今は伊達署になっているわけですけれども、これからは室蘭の消防というふうになってくるわけです。そこにおいて、本当に大丈夫なのかという声が町民から出ていますので、その辺についての町長のお考えを聞きたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、議員が言われましたとおりでございまして、まず、初期消火は一分一秒争うわけでございますので、今回、その中で人命も失われたということでございますが、いかに初期消火が大事であるかということを改めて痛感しているところでございます。

先般、月曜日でしたか、私のところに本署の消防長が来ましたが、私も思うところをいろいる言いました。要するに、初期消火が一番大事なのだ、そのためには、やはり本部と豊浦支署と団の3者が一体となって連携を密にすることが初期消火の初動体制の根幹であるということをお互いに確認しまして、そのために、今後、訓練をはじめ、例えばこの辺で火災があった場合はどうしたら一番ベストなのだろうかと想定しながら、1号車はどこに着けて、散水車であるタンク車をどこに着けて、2号車をどこに着けてと、それぞれが現場に一番近いところということではなくて、やはり送水のリレーがあるわけで、1号車にどうやって水を送るのか。1

号車は大体4トンから5トンという認識がありますけれども、水槽車は10トンあります。ですから、いかにして1号車にスムーズに送水するかというのも非常に大事であります。

また、タンク車においても、2号車においても、管槍をつけて消火活動ができるわけでございますので、それぞれ1栓、2栓、場合によっては3栓を出すときもあるでしょう。そういった連携プレーを今後とも訓練を通じて密にやるべきという再確認をしたところでございます。

広域になるからどうのこうのということではなくて、広域といっても同時に豊浦の支署にも リアルタイムに情報なり、お互いに情報を取り合って、スムーズに行くようこれからも努める ようにというお話をしたところでございます。

今後とも、初期消火のために、一秒でも早く現場に行って消火活動に当たれるように努めて まいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 町長は団員経験がありますし、私ももちろん団員経験があります。

前には団の反省会がよくあって、その中で、今後こういうふうにしなくてはならないというような反省もあったと思うのですけれども、この頃は、団というよりも、署員を中心とした消火になりつつある中で、町外の職員がより多く配置されて、今回も団員のOBの方から、本当にこれからどうなるのか不安だ、車両の配置にしても何にしても不安だ、反省をきちんとしているのだろうか、反省会で次の初期消火に重点を置いてやるようにしてほしいという声がありますので、今後も町長から署を通じて言っていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、議員がおっしゃられましたが、私も消防長に対しまして、やはり地元を知らないと困る、どこに消火栓があって、どこに防火水槽があるのか、それは当たり前に職員は覚えていると思いますし、初期消火に向けてちゃんと頭には入っていると思っておりますけれども、今言われたように、私もできるだけ豊浦町なら豊浦町の職員を置いてほしいことも併せて申し伝えまして、本署もそのように考えていくということでございましたので、少しでも町民の安全・安心のためにこれからも連携を取って取り組んでまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** まずは、亡くなられた方に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

今、同僚議員がほぼ私の思いも伝えていただきましたが、この火災のときに私もあの現場に行きました。1号車は着いていたと思いますが、私は、その豊浦の水槽車、タンク車側にいました。伊達署の水槽車と洞爺湖支署からの水槽車が北側にいましたが、私がそこの現場に行ったときに、近隣の住民の方たちは、消防車が遅い、水を出すのが遅いと皆さん騒がれていましたし、逃げ遅れた方が中にいるとも言われていました。

私は1号車側にいなかったので分からなかったのですが、雪に埋まりかけたという話も聞こえてきました。もしそうだとしたら、あそこは細い道ですから、除雪はどうなっていたのかという思いもあります。

また、ほかにも細い道がありますので、タンク車、水槽車、消防車がぎりぎりでも入られるように除雪を再確認していただきたいです。そして、職員から団員への伝達なども改めて考えていただいて、今後、こういう大変痛ましい焼死者が出ることがないようにやっていただきた

いと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** 車両については、私も火災が鎮火してから聞いたことでございまして、 ご存じのとおり、あそこは非常に幅員が狭くなっております。特に、西側の大岸側から大型車 が進入するのはほぼ無理であろうと私は思っておりますので、入るとすれば東側のY字のほう から入るのが適正だろうと思っております。

私は、三島さん宅の火災現場の道路におりまして、当然、1号車がいて放水を始めておりまして、水槽車が来て1号車に連携しているという状況でしたが、いずれにしても、そちらのほうは除雪がなされていたであろうと思っております。

それから、先ほども言いましたけれども、こういう火災をはじめ、有事の際には連携が一番でございます。ばらばらにやっていてもどうしようもないわけですから、それぞれが連携した中で初期消火に努め、火災に当たることです。

本署が来る前に確認しましたけれども、豊浦は豊浦支署で本署が到達する前に指揮命令をしっかり取ってやるのだということを再確認しましたので、今後の初期消火に向けてそれぞれが連携を取って、何かあっても最小限に抑えるように、これからも消防職員と団が連携を取って取り組んでまいりたいと思ってございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今、話を聞いていると、初期消火については分かるのですが、2人目の同僚が言った公営住宅の大岸側から、消防車が雪に埋もれたとか、そんな内容と同時に、除雪されているとかされていないとか今後に向けての様々な思いを理事者に伝えましたが、そんな中途半端な話ではなくて、その初期消火が遅れたのは何が原因なのですか、お尋ねしましょう。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 初期消火が遅れたというふうに私の耳には入っておりませんので、その辺は確認をしなければならないと思ってございます。

もう一点は、雪に埋もれたということではなく、私は脱輪したというふうに聞いてございます。先ほども言いましたように、幅員が本当に狭いところでございますので、ふだんも普通の乗用車が脱輪しているということを聞いておりますので、大型車である消防車はなおさら大変だっただろうと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 脱輪したのです。雪に突っ込んでいるのではないのだ。

様々な原因があったと思うし、消火活動も、火災になったその家庭もいろいろな事情があったと思うけれども、それはそれとして、以前、あそこの車道と隣との境界にポールが立っていたのです。狭いなりにポールが立っていたのですよ。そういう標識とまでは言わないが、これ以上脱輪しないように、ポールを国道や道道もあるので、町長がそれこそ安心・安全と口では言いますが、何年か前までポールがあったのです。そういう現実は仕方ないのですが、できるところはすぐにしておくとかね。

それから、支署との連携や団員との連携、それもいいでしょう。そのために、ふだん訓練や消防に関わるところをいろいろ回ったり、PRもしながらやっていることは皆さんも認識していると思うのですが、なぜ東側からなのか、連携をしていれば、そういう10トンタンクなどは東側から入らないですね。脱輪したから、消火活動が遅れたという推測はできるのですか。そ

ういうことは関係ないのですか。そこのところを聞きたいのです。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 脱輪したから消火活動が遅れたとは私の耳には入っておりません。 私が行ったときには、もう1号車は既に火災現場に一番近いところ、三島さん宅の道路のと ころに停車していて、消火活動を行っていたということでございます。

それとポールのことを言われましたけれども、私も昔は立っていたという話を聞いておりまして、しかしながら、そのままポールを立てていると、たしか私の記憶ですが、除雪車が入られなくて、それを全部なぎ倒していかなければ駄目だといいますか、ちょっと大げさに言いましたけれども、要するに、除雪車が通られないということで、ポールを除外したという私の記憶でございます。ポールをつけたとしても、なかなか大きい車は入られない状況であり、ポールを取ることによって多少大きい車両も通られる、除雪車も通られるようにするためにポールを除外したという私の記憶でございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** 報告なので、究極の話は別問題ですが、火災になったとか、亡くなられたとか、本当に気の毒という思いもあるだろうし、また、様々な生き方、考え方や隣近所の関係もあるかもしれませんが、本当に残念だけれども、工夫をして、除雪車がなぎ倒していくとか、邪魔だとかそんなことではなくて、車両によってそういう状況があるのであれば、冬場は特に脱輪しない工夫をしていただけますか、町長。何らかの工夫をしていただけますか、いただけませんか、そこのところをお尋ねしましょう。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) どのような方法があるのか、検討してみたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今回の火災については、いろいろな教訓があると思います。

自治体は町民の命を守るということが第一です。今回は火災によって一人の町民が命を奪われたということは本当に残念なことです。

聞くところによりますと、亡くなった方は、火災から避難することがなかなかできない状況にあった、なおさら、ご主人のほうは外出していた、これもまた致し方ない諸般の事情があって出ていたということですが、例えば、火災から即座に避難することができない方々へのケアとか、独り暮らしとか、そういうときに自治体としてどう命を守るかという考え方に立つと非常に残念なところです。

ましてや、今、同僚議員が言われたように、どうも消火活動の環境自体に影響があるのではないかということであります。全体的な中で火災から町民の命を守るということで、いろいろな角度から考えなければならないことが今回は示されたのではないかと思いますが、そういう意味では、独り暮らしとか、自分でなかなか避難することができない方々へのふだんからのケアも必要ではないかということですが、そこら辺の教訓を踏まえた考え方を町長は今後持つべきではないかと思いますけれども、どのように考えますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 独り暮らし、また避難できづらい方々ということでございますので、 担当であるやまびこと連携を取って、また、自治体と連携を取っていかなければ駄目だと思っ てございます。これらは、火災ばかりではなく、いろいろな災害においても同じことが言える

と思ってございます。とにかく、町としても町民の命を守る、暮らしを守るということが大前 提でございますので、改めて関係部署に通知しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

- ○議長(根津公男君) なければ、これで行政報告を終わります。
  - ◎議案第1号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第8号)について
  - ◎議案第2号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算(第1号)について
- 〇議長(根津公男君) 日程第5、議案第1号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第8号) についてを議題といたしますが、日程第6、議案第2号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事 業特別会計補正予算(第1号)についての補正予算案については、繰出金の関係において関連 があることから、一括して説明を求めることといたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

**○副町長(須田 歩君)** 議案第1号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ4,219万7,000円を追加 し、総額を55億1,415万1,000円といたします。

また、議案書4ページの第3表、繰越明許費により、翌年度に繰越しいたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、主な事業につきましてご 説明申し上げます。

初めに歳出についてですが、総務管理費では、ふるさと納税の寄附金の増額に伴う積立金及 び返礼品等の関連経費を増額補正いたします。

選挙費では、4月9日予定の知事及び道議会議員選挙執行に係る経費を計上するものであります。

なお、ポスター掲示板の撤去につきましては、年度内が不可能でありますことから、その費用につきましては、令和5年度へ繰越明許とする予定でございます。

そのほか、後期高齢者保健事業特別会計への繰出金の所要額を増額補正いたします。

次に、歳入につきましては、歳出に係る財源調整といたしまして、財政調整基金からの繰入 金を増額するとともに、知事及び道議会議員選挙費に係る道からの委託費の追加及び寄附金に 係る基金を増額いたします。

次に、一般会計からの繰入金を伴う特別会計補正予算の概要をご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

議案第2号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補正予算(第1号)についてご 説明申し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ17万5,000円を追加し、総額を1億3,523万5,000円といたします。

補正の目的ですが、後期高齢者保険料の過誤納付金が当初予算額を上回る還付が生じました ことから、増額補正いたします。

以上、議案第1号及び第2号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(根津公男君) それでは、説明が終わりましたので、初めに、議案第1号 令和4年 度豊浦町一般会計補正予算(第8号)についての質疑があれば許します。

渡辺議員。

**〇6番(渡辺訓雄君)** 基金の内容というか、私の認識不足かもしれませんが、7ページの指定寄附の関係は、ふるさと納税基金と連動していますね。

前回の説明では、ふるさと応援基金という項目はなかったですか。

財政の目的基金です。今回、これでは3,000万円をまちづくり基金とスポーツ振興基金に振り分けるということですか。目的基金の中にふるさと基金がなかったですか。私の認識不足かもしれませんが、そういう説明であったのではないかという思いがあったので、そこをお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 教育に関わる部分、小幌に関わる部分、まちづくりに関わる部分という大きく三つのカテゴリーで寄附者の希望するところに寄附をする形になっております。

希望なしということであれば、基本的にまちづくり基金のほうに入れる形にしております。 そして、この振り分けは今年度の状況を勘案して、こういった割合で補正部分も振り分けた ということでございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** それぞれの所管なり町で、カテゴリーではないけれども、そういう内容に応じて分けるのも構わないと思っているのだけれども、ふるさとの基金という応援、それは基金の項目になかったですか。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** ふるさと応援基金というものはなくて、ふるさと納税 そのものがふるさとを応援していただく寄附という意味合いかと考えております。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** ふと思ったのは、これはこれでいいですよ、カテゴリーの中で、希望がないのは、まちづくり基金にすることについてもいいという思いはあるのだけれども、私が思ったのは、ふるさと納税は、いろいろな人が特産品と交換に寄附されるわけだから、ふるさと納税基金というか、そういうものもあったと思います。ふるさと納税基金と言うほうが分かりやすいと思ったものですから、それは政策的に別なものなので、これはこれでいいでしょう。中身は分かりました。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) ふるさと納税受入事業の件です。

今回、ふるさと納税で豊浦町も大いに当初予算したものよりも、かなり多くのふるさと納税が行われてきたということで、それを受け入れるということで増額歳入としたわけですが、歳出としてこの時期に広告料としての役務費が130万円、ふるさと納税業務委託料が372万円、使用料としてのシステム利用料347万円を今回増やすというのは、3,000万円の納税が多くなったから、今回は少しグレードアップして何かやろうということになったのですか。

当初の受入事業の際に、当初事業に付きもので、いろいろな経費はきちんと前もって持って

おくことになるのではないかと思うのですが、改めて、今の時期において増額するのはどうしてなのかということです。伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 現在、この時期で寄附額が一番多かったのは、昨年末の12月にぐんと伸びまして、それに伴う支出、例えば委託料もパーセンテージでお支払いするものですから、そこが増額になるということです。また、システム利用料もパーセンテージでお支払いするので、そこで必要になってきます。

また、PRに関しても、総務省から募集に係る経費は、入ってくる寄附額の割合の規定がありますので、その割合を超えたPR広告費を当初から見ることはできないため、寄附額が増えたことによって、さらなるPRを打ち出すという施策で、この補正額130万円を計上したところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 端的に言うと、当初予定していた全体の寄附額をかなり上回ったので、 それに基づいた容量といいますか、そういう経費が増えてくるのだということなのですね。見 積りが甘かったということになるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- ○地方創生推進室長(久々湊 忍君) 見積りが甘かったというよりは、ふるさと納税額を増額するために職員が努力したということでご理解願いたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** この間、北海道新聞にふるさと納税のことが出ていまして、あれはシ リーズでしょうか、2日か3日ぐらい載っていました。

いわゆるオホーツクの紋別市は断トツの日本一ということで、子育て支援とか、いろいろなものに使われているのです。本町では、教育・文化・スポーツ基金とまちづくりの整備基金に積み立てられて、いろいろなところに使われていると思うのですが、現在はいろいろなところに基金を使っているのですか、それとも使っていないのですか、ため込みだけに終わっているということになっているのですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) ふるさと納税を納税していただいた方から、指定寄附ということで、それぞれの目的の基金に積ませていただいております。一方で、町の予算を計上する中で、それぞれの目的に応じた基金の取崩しも行っておりますので、貴重な財源としてその目的に積み立てられた、納税していただいた原資につきましては、それぞれ予算の目的に応じて取崩しもさせていただいているところです。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 大里議員。
- **○5番(大里葉子君)** 今、同僚議員も言っていたことに関してですが、本町が指定できるのは三つですが、ほかの町では5個ぐらいパターンがありますね。新たにもう少し枠を増やすという方向もいいのではないかと思いますが、そういうお考えがあるのか、お尋ねします。
- 〇議長(根津公男君) 久々湊地方創生推進室長。
- **〇地方創生推進室長(久々湊 忍君)** 財政的な基金の新たな増設等も今後に向けて検討していきたいというふうに思っております。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

渡辺議員。

- **○6番(渡辺訓雄君)** 9ページの選挙費の関係ですが、17節の備品購入費は、僅かな金額と言うと語弊がありますけれども、どういうものですか。姿図もついていますので、何となく分かりますが、どういう活用をされるのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) こちらの備品につきましては、パンフレットスタンドということで、選挙においては各種啓発資料が送られてきますので、こちらを掲示することによって、お手に取って見ていただきたいということで、道の選挙のあるときに、財源のあるときに、このような備品を少しずつ整理させていただきたいということで計上させていただきました。以上です。
- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) では、投票所ごとに一個一個設置するということですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 今回については、期日前投票の会場を想定しております。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今の選挙費についてです。

選挙というのは、国民、町民が政治に参加する、権利を行使するという意味で、一つの大きな声であり、大きなことですが、投票率を上げなければなりません。全ての有権者に投票していただいて政治に参加するということが一番重要なことです。

そこで、なかなか投票に行かれない人にどういうふうに投票してもらうかということです。 最近の新聞報道で、どこの町村か忘れましたが、事前に選挙管理委員会に連絡して、投票箱を 持っていって、その家で投票することが、今、法律上でもできるようになっているのです。総 務省がきちんと承認して、ここの町村はそういうことをしていいですよというところもあるの です。

ですから、本町もそういう工夫をしながら、投票率はだんだん下がっていくし、高齢者も投票になかなか行かれないということを含めて、いろいろな手だてはあるのですが、今言ったように、こちらから出かけて、自宅にいて投票ができるという方法もあるのです。

そこら辺のいろいろな方法を選挙管理委員会としてはどういうふうに考えているのか。これ はぜひやるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- **〇総務課長(本所 淳君)** 今、山田議員がおっしゃられたとおり、他の自治体でもそういう 事例があることを聞いております。近いところでは、伊達市も試行的に行ったという話も聞い ております。

豊浦町についても、理事者とは協議しておりませんが、総務課、選管としてはそのような検 討も必要ではないかということで原課として構想を持っておりますので、今後の検討課題にな るのかなと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 検討になるとしても、ぜひ実施に向けた検討をしなければなりません。 検討して、駄目でしたということでは、ちょっと情けない話ですから、これは総務課長の手腕 をもってぜひやっていただきたいのですが、町長はいかにお考えですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** すべからく投票の権利というのは平等で行われているわけでございます。できれば100%が望ましいわけですが、なかなかそのようにもいかない。また、できるだけ投票率を上げる創意工夫は必要ではないかと思ってございます。公式ではありませんが、私もそういう地域があることを耳にしておりますので、そういったことを、選挙管理委員会をはじめとしてご意見を聞きながら、検討していかなければ駄目だと思ってございます。

以上でございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
  渡辺議員。
- ○6番 (渡辺訓雄君) 今の件ですが、町長は町長の思いも結構でしょう。選管は選管の思いも結構でしょう。勘違いしないでほしいのは、様々な家庭の事情、先ほどの火災ではないけれども、自らいろいろな事情で、最終的に行かれない人、普通の健常者は別ですよ。行かれない人からアポがあった場合、投票したいがこういう事情で行かれないのであれば、検討してぜひそうしてください。私はスタンドよりは、そのほうがずっといいと思っていますので、実施してください。あえて来てくださいではなくて、PRすることはいいでしょう。どうしても行かれない方、選挙をしたい人、連絡をいただければ自ら行きますと、そのぐらいはできて当たり前ではないですか、総務課長、選管で情報交換をしてください。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) あくまでも所管としてそのようなことも検討していきたいという ふうに考えてございますので、今後、理事者とも協議させていただきたいと思います。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

〇議長(根津公男君) 次に、議案第2号 令和4年度豊浦町後期高齢者保健事業特別会計補 正予算(第1号)についての質疑があれば許します。

渡辺議員。

- **〇6番(渡辺訓雄君)** それなりに中身は分かるのですが、これは令和3年度でしたね。その 過誤納付の関係の意味も分かるのだけれども、こういうふうになった実態はどんな理由でした か。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 令和3年度中に年金等で特別徴収をした方で、亡くなられた方等の決定通知というのは年金事務所のほうから通知されるのですが、そういう未支給を請求していない等で時間がかかったりして期間がかなり遅くなっているということで、当初、11万円くらいの予算もあった分は、随時、お支払いをしていたのですが、今回、それ以降になった分が

不足となりましたので、増額という形で補正のほうへ出しました。

○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。 お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

### ◎散会宣告

**○議長(根津公男君)** 本日は、これをもって散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

午前11時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月16日

議長

署名議員

署名議員